

亜鉛含有量に係る暫定排水基準の 見直しについて（概要）

令和6年8月9日

環境省水・大気環境局

環境管理課 環境汚染対策室



亜鉛含有量に係る暫定排水基準について

経緯

- 全亜鉛については、公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目として、水生生物の保全の観点から、平成15年11月に新たに基準値が設定された。これを踏まえ、環境基準の維持・達成を図るため、平成18年12月11日より水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量（以下「亜鉛」という。）の排水基準が5 mg/Lから2 mg/Lに強化された。
- この際に、一般排水基準を直ちに達成することが困難であると認められる業種（10業種）に対して暫定排水基準を設定した。その後、各業種における取組状況及び排水実態等をもとに、暫定排水基準の適用業種の見直しを実施し、現在は1業種（電気めっき業）に対して令和6年12月10日を適用期限として暫定排水基準が設定されている。

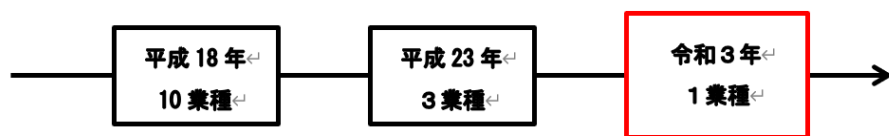


図1 亜鉛に係る暫定排水基準適用業種数の変遷

表1 亜鉛に係る現在の暫定排水基準適用業種と暫定排水基準値

業 種	暫定排水基準値(単位 mg/L)	
	H18.12.11～R3.12.10	R3.12.11～R6.12.10
電気めっき業	5	4

これまでの検討状況

- 暫定排水基準は暫定的に緩やかな基準値を時限つきで認めているものであり、基準値については、各事業場における排水実態、排水処理技術の開発動向等を的確に把握しつつ、検証、見直しを行うものである。
- 亜鉛の暫定排水基準の見直しに向けて、以下の取組を行い、具体的な検討を行った。
 - ・地方公共団体・関係団体と連携して各事業場の排水実態を把握
 - ・排水実態専門家から構成される「排水対策促進のための技術検討会」を開催し、基準が適用されている業種における一般排水基準達成に向けた取組、技術的な課題等を評価・検討して暫定排水基準の見直しを検討

暫定排水基準の見直し案について

見直し案

- 電気めっき事業場では、排水の性状や業態に起因する課題があり、これまでに、排水処理工程に流入する亜鉛濃度の低減対策、亜鉛の排水処理を阻害するキレート剤の低減対策および排水処理工程の見直し等の濃度低減対策を進めている。
- しかしながら、令和5年度の排水中亜鉛濃度の**ピークが3 mg/L以上となった事業場は16事業場**あり（最高値は4 mg/L）、未だ排水処理において直ちに解決が困難な課題があることから、現行の暫定排水基準値の適用期限（令和6年12月10日）までの**濃度低減の見込みは立っていない状況**である。
- したがって、以下のとおりとすることが適当と考えられる。

暫定排水基準（案）：**4 mg/L（令和11年12月10日まで5年間）**

業 種 [↵]	現行の暫定排水基準値 [↵] (R3. 12. 11～R6. 12. 10) [↵]	見直し後の暫定排水基準値 [↵] (R6. 12. 11～R11. 12. 10) [↵]
電気めっき業 [↵]	4 mg/L [↵]	4 mg/L [↵]

※ 一般排水基準は 2mg/L[↵]

今後の取組

- 引き続き、電気めっき業における**排水実態等を把握**する。
- 一般排水基準を超過する事業場については個別の課題があることから、業界団体や有識者等とも連携し、**個別事業場の低減対策の状況等をフォローアップし必要な助言を行う**ことで、更なる低減に向けた取組を進める。